

補助対象期間内（3月31日まで）に納品できない場合について

新型コロナウイルス感染症患者等の急増に伴い、一部の医療機器等に需要が集中し、市場内の在庫不足等により納品が困難な状況が生じています。

このため、交付決定を受けた設備等がやむを得ず令和3年3月までに納品できないと見込まれる場合、補助金の繰越手続きを行うことで、4月以降に納品となった場合でも補助対象とします。

つきましては、該当する機器等がある場合は、下記の必要書類等を提出してください。

なお、今回の照会で回答がない場合は、繰越手続きができませんので御注意ください。

記

1 繰越の対象経費について

- 令和2年度補助金として交付決定された設備等
- 各医療機関等において、令和3年3月までに発注（契約）されているもの
- 年度内に未整備となることを県に報告し、補助金の繰越手続きを県が承認したもの

2 提出書類について（繰越を希望する場合は必ず提出してください）

- 別添「埼玉県新型コロナウイルス感染症検査機関設備整備事業 繰越品目報告書」
 - ・ 繰越手続きを希望する品目の数量・金額等（納品できない分）を記載してください。
 - ・ 品目、数量及び金額は、必ず、交付申請書等を確認して記載してください。
 - ・ （交付申請書に記載のない品目を）新たに追加することはできませんので御注意ください。
- 対象設備の発注書（契約書）を添付してください。

3 提出期限（厳守） 令和3年2月24日（水）までに電子メールで提出してください。

E-mail : a3510-30@pref.saitama.lg.jp

3 その他

- 今後の具体的な手続きは、「報告書」を提出した繰越を行う医療機関あてに別途、お知らせいたします。
- 補助金が概算払で交付されている場合
制度上、繰越額を一旦、返還していただき、繰越手続終了後（令和3年4月以降）に改めて補助金を交付します（返還や再交付の時期については、別途お知らせします）。
- 繰越した設備等は、速やかに納品できるよう手配してください。